

はじめの一歩案 ver. 2 (第9回策定委員会意見反映後)

前文

特に条例制定の理念などを強調・表明する必要がある場合に定めるものであり、これまでのキーワードをもとに今後検討します。
(自然との共生・次世代につなぐ・助け合い・まちの活気など)

目的・定義

条例制定の目的と文言の定義を明らかにし、条例全体の解釈及び運用の指針となるもので、条例全体を定める段階で検討します。

古賀市の自治（まちづくり）をより良く進めるための基本的な考え方

- 情報共有…まちのことを知る、古賀学
- 参加 …自由に色々企画できる雰囲気
- 共働 …多様なつながり

古賀市に関する主体の役割・位置付けなど

市民等、議会、行政の役割等 →今後、仕組み・ルールとともに検討

古賀市の自治（まちづくり）をより良く進めるための仕組み・ルール

- 情報共有 …情報の収集・発信
- 参加と共に…対話と交流の場づくり（市民参加、定期的対話集会、組愛）
 - …コミュニティの推進
(自治会、校区コミュニティ、市民活動団体)
 - …（住民投票 ※意見にはないが要否について検討）
- 市政 …市民のための市政運営
- 議会 …市民のための議会運営（議会基本条例）
- 活かされる条例にするために…条例の検証、見直し
- その他

まちづくりのキーワード

- 1.まちのことを知る、「古賀学」
- 2.多様な人のつながり、交流、「組愛」
- 3.安全と安心、助け合い・思いやり
- 4.まちの活気、産業
- 5.まちづくり、自由に色々企画できる雰囲気
- 6.住んで良かったといえるまち、住みたいまち
- 7.次世代にバトンタッチできるまち

「はじめの一歩案 ver. 2」(古賀市に関する主体の役割・位置付け、古賀市の自治（まちづくり）をより良く進めるための仕組み・ルール) (第9回策定委員会意見反映後)

※1 [] はキーワード・意見の引用元とページ数を示す。[キ]：まちづくりキーワード、[サ]：古賀みらいサマーミーティング報告書（第8回策定委員会 資料3）、[は]：はじめの一歩案 ver.0（第5回策定委員会 資料5）
例) [は P2]：はじめの一歩案 ver.0 2ページ

※2 「②市民(団体)」には、自治会や校区コミュニティ等の地縁団体と市民活動団体等の志縁団体を含む

大項目	小項目	キーワード・意見（第8回策定委員会まで） (※1 [] 内の見方参照)	第9回策定委員会で 出された案	「はじめの一歩案 ver. 2」へ の反映の考え方	「はじめの一歩案 ver. 2」に盛り込む内容	
					誰が	何をする
情報共有	情報の収集・ 発信	○まちのことを知る「古賀学」[キ] ・課題や解決策が共有されていない [サ P8] ・古賀のよい点を発掘し、共有する [サ P5]		・どの主体にも共通する考 え方		
		・古賀で会社勤めだが、古賀のことをわかる機 会がない [は P1] ・情報を得る方法が少ない。仕事が忙しく回覧 板を見ていない [は P1] ・古賀をよく知らない。良いところをもっと知 ってPRしていきたい [サ P21]	・市民（個人）が、情報の収集・発信に関して能動的に動く ・市民が、議会傍聴や議会だよりを見る ・インターネットを見る、載せる（「誰が」の記載なし）	・市民（個人）の自治・まちづくりに関する情報への関わり方	①市民（個人）	・積極的にまちづくりに関する情報を収集・発信する
		・(再掲)古賀で会社勤めだが、古賀のことをわ かる機会がない [は P1] ・(再掲)情報を得る方法が少ない。仕事が忙し く回覧板を見ていない [は P1] ・(再掲)古賀をよく知らない。良いところをも っと知ってPRしていきたい [サ P21] ・防災、高齢化、独居が増えて情報共有が難し い。人命と個人情報保護 [サ P16]	・市民（団体）が、情報発信する ・市民が、議会傍聴や議会だよりを見る ・コミュニティ（団体）は、情報を発信する ・行政と自治会が地域活動・行事を発信する ・近所の情報を得られない人に情報を伝える （「誰が」の記載なし） ・市民（団体）が情報発信する場をつくる（「誰 が」の記載なし） ・(再掲)インターネットを見る、載せる（「誰 が」の記載なし）	・市民（団体）の自治・まちづくりに関する情報への関わり方 ・市民（団体）が情報共有を推進するための場や機会の充実を行うもの	②市民（団体） ※2	・積極的にまちづくりに関する情報を発信する（地域 活動、行事など） ・市民がまちづくりに関する情報を収集・発信しやす い環境づくりを行う
		○まちの活気、産業 [キ]	・企業が、情報発信する ・企業が情報発信する場をつくる ・(再掲)インターネットを見る、載せる（「誰 が」の記載なし）	・企業の情報への関わり方 ・企業の役割・位置付け	③企業	・積極的にまちづくりに関する情報を発信する（社会 貢献活動、行事など）
		・(再掲)情報を得る方法が少ない。仕事が忙し く回覧板を見ていない [は P1] ・(再掲)古賀をよく知らない。良いところをも っと知ってPRしていきたい [サ P21] ・古賀市の行政運営の動きがわからない [サ P23]	・行政が、市民からの情報をキャッチする ・行政が、市民にわかりやすいように情報発信 する ・行政と自治会が地域活動・行事を発信する ・行政は、市民、個人が情報発信しやすいよう にしていく ・行政が、情報発信する場をつくる ・(再掲)企業が情報発信する場をつくる（「誰 が」の記載なし） ・(再掲)インターネットを見る、載せる（「誰 が」の記載なし）	・市の自治・まちづくりに 関する情報への関わり方 ・市が情報共有を推進する ための場や機会の充実を行 うもの	④市	・市民からの情報を収集する ・市民に分かりやすく情報を発信する ・市民がまちづくりに関する情報を収集・発信しやす い環境づくりを行う
		(意見なし)	・議員が、お金（税金）の動きを透明にする。 ・(再掲)インターネットを見る、載せる（「誰 が」の記載なし）	・議会の自治・まちづくり に関する情報への関わり方	⑤議会	・市民に分かりやすく情報を発信する

〔解説〕情報の収集・発信（サマーミーティング・策定委員会等での意見のまとめ）

市民・企業等の各主体がまちづくりに関心を持ち、それぞれの取組等まちづくりに関する情報を積極的に収集・発信することが重要である。（古賀学）

また、そのために、各主体が行っている取組等の情報を、各主体が収集・発信しやすいように、市等が環境づくりを行うことが必要である。

大項目	小項目	キーワード・意見（第8回策定委員会まで） （※1〔 〕内の見方参照）	第9回策定委員会で 出された案	「はじめの一歩案ver.2」へ の反映の考え方	「はじめの一歩案ver.2」に盛り込む内容	
					誰が	何をする
参加と 共働	対話と交流の 場づくり（市 民参加、定期 的対話集会、 組愛）	○多様な人のつながり・交流、「組愛」〔キ〕 ○まちづくり、自由に色々企画できる雰囲気 〔キ〕 ・人と人とのつながりから新しいことが生まれ る〔サ P5〕		・どの主体にも共通する考 え方		
		○安全と安心、助け合い・思いやり〔キ〕 ・市民の意見だけでなく、市職員、市議の意見 も聞きたいし、それらもすりあわせて条例づ くりをしていくのが良い〔サ P17〕 ・(再掲)防災、高齢化、独居が増えて情報共有 が難しい。人命と個人情報保護〔サ P16〕 ・まちづくりに関わるのにハードルが高い。知 らない、きっかけがない〔サ P12〕 ・企画を言える場がない〔サ P16〕 ・まちづくりに住民の意見を取り入れて欲しい 〔サ P20〕	・隣近所（市民）は、交流と対話を個人（市民） に働きかける ・同じ目的（趣味等）を持った人（市民）が、 交流・対話する ・校区を越えた市民が、街コンをする ・市民と市職員が、意見交換会、討論会をひら く ・近所の人が、災害情報を伝える、助ける、災 害弱者の命を守る	・隣近所、同じ目的を持った人、校区を越えた市民、 市民と市職員などを「多 様な人々」に集約 ・日頃からの地域の交流・ 対話があつてこそ災害など緊急事態の対応、地域 での助け合いに結びつく もの（災害への対応を条 例に盛り込むかについて は要検討）	①市民（個人）	・同じ地域に暮らす人や、同じ思いを共有する人など、 多様な立場の人々と対話・交流する
		○次世代にバトンタッチできるまち〔キ〕 ・地域の人たちや世代の違う人たちとのコミュ ニケーションがとれるまちづくり〔サ P13〕 ・先輩の知恵をどう受け継ぐか、どう伝えるか →色んな世代から、色々なものを受けとること のできる場はあるのか〔は P2〕 ・まちづくりの担い手が固定化していると感じ る。現在の充実した担い手から次の世代へと、 どうバトンを渡していくか、今から考えないと 〔サ P10〕	・地域の人が、高齢者と子どものふれあう場を つくる ・福祉会の人・人生の先輩が、人生の先輩の知 恵を子ども達に伝える ・行政区が、公民館を開放し、活用していく ・行政・自治会が、世代の違う人々の集う場を つくる	・多様な世代や立場の人々 の対話・交流を推進する ための場づくりを行うも の	②市民（団体） ※2	・多様な立場の人々の対話・交流の場づくりを行 う
		(意見なし)	(意見なし)		③企業	—
		・(再掲)まちづくりに関わるのにハードルが高 い。知らない、きっかけがない〔サ P12〕 ・(再掲)企画を言える場がない〔サ P16〕 ・(再掲)まちづくりに住民の意見を取り入れて 欲しい〔サ P20〕	・(再掲)市民と市職員が、意見交換会、討論会 をひらく ・(再掲)行政・自治会が、世代の違う人々の集 う場をつくる	・多様な人々が自治・まち づくりに参加できる場・ 機会としての意見交換 会、討論会	④市	・多様な立場の人々が対話・交流できるよう意見交 換会、討論会等を開く
		・(再掲)まちづくりに関わるのにハードルが高 い。知らない、きっかけがない〔サ P12〕 ・(再掲)企画を言える場がない〔サ P16〕 ・(再掲)まちづくりに住民の意見を取り入れて 欲しい〔サ P20〕	・市議会、議員が、対話集会を定期的に開催す る	・議会がつくる市民の自 治・まちづくりへの参加 の場・機会としての対話 集会	⑤議会	・市民と自由に意見交換する集会等を開催する

〔解説〕対話と交流の場づくり（サマーミーティング・策定委員会等での意見のまとめ）

各主体が互いに連携・協力し合える関係を築いていくためには、情報共有の仕組みづくりに加
え、対話と交流を推進する場づくりが必要である。

大項目	小項目	キーワード・意見（第8回策定委員会まで） （※1〔 〕内の見方参照）	第9回策定委員会で 出された案	「はじめの一歩案ver.2」へ の反映の考え方	「はじめの一歩案ver.2」に盛り込む内容	
					誰が	何をする
コミュニティ の推進（自治会、校区コミュニティ、市民活動団体）	○(再掲)安全と安心、助け合い・思いやり〔キ〕			・どの主体にも共通する考 え方		
	・いろいろな能力をもった人の活用が、まちづくりになる〔サP10〕 ・様々な経験・知識を持った優秀な人材が多いが活かしきれていない〔サP6〕 ・地域の世話役や役員のなり手がない〔サP18〕 ・自治会未加入者の増加〔サP15〕	・市民が、地域の活動に積極的に参加する		・市民の地域活動への関わ り方	①市民（個人）	・地域の活動に積極的に参加する
	○まちづくり、自由に色々企画できる雰囲気〔キ〕 ・校区内でのコミュニティ活動はさかん。校区同士の活動がもっとあった方が良い〔サP15〕 ・いろいろな能力をもった人の活用が、まちづくりになる〔サP10〕 ・(再掲)様々な経験・知識を持った優秀な人材が多いが活かしきれていない〔サP6〕 ・(再掲)自治会未加入者の増加〔サP15〕 ・地域の方の心があたたかい（見守り隊など）→次世代につなげていきたい〔サP17〕 ・(再掲)地域の世話役や役員のなり手がない〔サP18〕	・コミュニティは、開かれた場にする ・コミュニティが開かれた場であることを知つてもらう（「誰が」の記載なし） ・自治会が、加入してもらうためのパンフレットの配付をする ・（コミュニティ等の）団体が、組織づくりに必要な人材を発掘する ・校区コミュニティと行政が、子ども会・育成会の加入（促進）、健全な子育て		・市民生活の充実、コミュニティの推進等、まちづくりにおける市民（団体）のあり方	②市民（団体） ※2	・（市民に）自発的な加入や参加を働きかける ・市民が活動に参加しやすい環境づくりを行う ・市民の意欲、経験、知識を活かす ・（市民団体同士で）連携・協力する
	・行政・校区・自治会がそれぞれやるべきことを考えるのが基本なのでは〔サP23〕 ・校区コミュニティの今後の進め方を明確に〔サP8〕 ・「内なる分権」～行政から地域にやれることを分割し、地域がやれることを拡大し、活性化する〔サP18〕					
	(意見なし)	(意見なし)			③企業	—
	・共働が少ない。市民の意欲を活かすシステムがない・知られていない〔サP6〕 ・地域活動に対する市の助成強化、各種団体の交流の場が不足〔サP11〕 ・ボランティア活動の支援が必要〔サP11〕	・(再掲)コミュニティが開かれた場であることを知つてもらう（「誰が」の記載なし） ・行政は、コミュニティ活動に必要な話題と場所の提供をする ・(再掲)校区コミュニティと行政が、子ども会・育成会の加入（促進）、健全な子育て		・コミュニティの推進における行政の役割	④市	・コミュニティの推進のための支援を行う
	・(再掲)行政・校区・自治会がそれぞれやるべきことを考えるのが基本なのでは〔サP23〕 ・市民と市職員の分業（住み分け）が不明確〔サP17〕 ・(再掲)校区コミュニティの今後の進め方を明確に〔サP8〕 ・(再掲)「内なる分権」～行政から地域にやれることを分割し、地域がやれることを拡大し、活性化する〔サP18〕					
	(意見なし)	(意見なし)			⑤議会	—
	(住民投票)	※意見にはないが要否について検討				

〔解説〕 コミュニティの推進（サマーミーティング・策定委員会等での意見のまとめ）

地域での生活は、人と人のつながりや助け合いにより営まれている。また、地域では、自治会、校区コミュニティ、市民活動団体、NPO等により様々な活動が活発に行われている。

住み良い地域であるためには、市民一人ひとりが様々な経験・知識を活かし、自治会をはじめとする地域の活動に積極的に関わっていくことが重要である。

また、市民（団体）は、自らの活動を展開していくなかで、新たな人材の発掘や参加しやすい開かれた体制づくりを行うことが重要である。市は、地域活動者がまちづくりの基礎を担う者であることを認識し、地域活動を活性化するよう支援を行うことが必要である。

〔解説〕 住民投票（サマーミーティング・策定委員会等での意見のまとめ）

住民投票については、サマーミーティング・策定委員会等で意見がなかったものの、第5回策定委員会において、相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科の松下啓一教授より、議論してもらいたいこととして挙げられていたことから、住民投票を自治基本条例に盛り込む必要性があるのか等について今後議論する。

大項目	小項目	キーワード・意見（第8回策定委員会まで） （※1〔〕内の見方参照）	第9回策定委員会で 出された案	「はじめの一歩案ver.2」へ の反映の考え方	「はじめの一歩案ver.2」に盛り込む内容	
					誰が	何をする
市政	市民のため の市政運営	(意見なし)	(意見なし)		①住民（個人）	—
		(意見なし)	(意見なし)		②住民（団体）	—
		(意見なし)	(意見なし)		③企業	—
		○(再掲)まちづくり、自由に色々企画できる雰 囲気〔キ〕 ・(再掲)まちづくりに関わるのにハードルが高い。知らない、きっかけがない〔サP12〕 ・(再掲)企画を言える場がない〔サP16〕 ・(再掲)まちづくりに住民の意見を取り入れて 欲しい〔サP20〕 ・要望に対して行政の対応が遅い〔サP18〕 ・(再掲)古賀市の行政運営の動きがわからない 〔サP23〕	・行政は、市民から発信された情報を市政運営 に反映させる ・行政は、市民のクレーム・要望を全て公開し、 どのように対応したかを公開する	・市民の意見・要望等の受け止め方・取扱い方	④市	・市政運営に反映させるため、市民の意見等を広く聞く機会の充実を図る ・市民の意見、要望、提案等へ適正、公正に対応する
		○(再掲)安全と安心、助け合い・思いやり〔キ〕 ・(再掲)市民と市職員の分業（住み分け）が不 明確〔サP17〕				
		(意見なし)	(意見なし)		⑤議会	—
議会	市民のため の議会運営 （議会基本 条例）	(意見なし)	(意見なし)		①住民（個人）	—
		(意見なし)	(意見なし)		②住民（団体）	—
		(意見なし)	(意見なし)		③企業	—
		(意見なし)	(意見なし)		④市	—
		・(再掲)市民の意見だけではなく、市職員、市 議の意見も聞きたいし、それらもすり合わせ て 条例づくりをしていくのが良い〔サP17〕 ・市民、議会で意見を出し合い、人が増えてよ くなるまちづくりを〔サP26〕	・議会は、市民の意見を政策に反映する ・市議会、議員が、対話集会を定期的に開催す る ・議員（議会）が、議会報告会を開く	・市民との関係における議 会のあり方 (議会基本条例)	⑤議会	・市民の多様な意見を把握して市政に反映する ・市民と自由に意見交換する報告会や集会等を開催す る
活かされる 条例にする ために	条例の検証、 見直し	※意見にはないが要否について検討				
その他		○住んで良かったといえるまち、住みたいまち 〔キ〕 ○(再掲)まちの活気・産業 ○(再掲)次世代にバトンタッチできるまち〔キ〕 ・(再掲)先輩の知恵をどう受け継ぐか、どう伝 えるか →色々な世代から、色々なものを受けとるこ とのできる場はあるのか〔はP2〕 ・(再掲)まちづくりの担い手が固定化してい ると感じる。現在の充実した担い手から次の世 代へと、どうバトンを渡していくか、今から 考えないと〔サP10〕	・(再掲)福祉会の人・人生の先輩が、人生の先 輩の知恵を子ども達に伝える	・前文や原則等、仕組み・ ルール以外に盛り込む可 能性がある項目を整理す るため「その他」を設定	—	—

[解説] 市政運営（サマーミーティング・策定委員会等での意見のまとめ）

市では、これまで、附属機関の委員の公募やパブリックコメント等、様々な取組を行っているが、今後も、あらゆる機会を利用して、市民意見を市政に反映する機会を充実させることが必要である。

市政を運営する上で、市民から市に対して寄せられる様々な意見、要望、提案等へ適切に対応することは、市民との信頼関係を構築する上で重要となる。

[解説] 議会運営（サマーミーティング・策定委員会等での意見のまとめ）

市議会は、報告会等を通じ市民の意思を的確に把握し、議会の活動及び政策の立案に反映させていくことが重要である。

※参考：市民から選挙で選ばれた市長と同様に、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市議会は、市民の代表機関としての役割を担っている。古賀市議会では、平成25年度に議会基本条例を制定し、議会及び議員活動の活性化と充実に必要な基本的事項を定めている。